

第7回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第7回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 平成22年12月13日(月) 午後2時から午後4時
- 3 会 場 安曇野市穂高総合支所 別棟大会議室
- 4 出席者 藤居委員、場々委員、岡江委員、森島委員、石田委員、田中委員
谷委員、古川委員、樫井委員、宮崎委員、宇田委員
- 5 市側出席者 都市建設部：久保田部長、建築住宅課：浅川課長、井口係長、中嶋主査
平野主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成22年12月24日

協 議 事 項 等

I. 次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 協議事項

①景観づくりガイドラインについて

審議会資料20・審議会資料21

②景観計画案について

審議会資料22

4. 今後の進め方
5. 閉 会

審議会資料23

II. 提示資料

- 審議会議事6 第6回景観審議会議事要録(意見整理)
- 審議会資料20 安曇野市景観づくりガイドライン作成部会の検討概要その2
- 審議会資料21 安曇野市景観づくりガイドライン(案)
- 審議会資料22 安曇野市景観計画(案)
- 審議会資料23 今後の進め方

III. 議事要録

1. 景観づくりガイドラインについて

- ・うちの会社の工場には榎文彦さんという有名な建築家によって設計されたドーム状の建物があり、周囲との調和を意図して外壁にぴかぴかの金属を用いている。道路からは建物の形態がはっきり見えるように前面に芝生が植えられている。このような事例はガイドラインの基準に適合しないが、どのように判断するのか。日赤病院の建物はガイドラインの基準に沿っているかもしれないが、ガラスで一面を覆ってすっきり見せる方が似合うのではと思っている。(委員)
- 金属板に関しては、素材の色であれば認めている。また、立面積の10%以下であれば強調色として判断し、適応除外となる。10%を超える場合は景観審議会等で審議することになる。(事務局)
- ・ガイドラインは一般的な建築物をつくる際に参考とするものであり、大規模な建築物に対して形態を規定するものではない。どこまでがガイドラインの対象となるかは微妙であるが、常識の範囲内でやってもらえればよいのでないか。(会長)
- ・榎文彦さんが作られた建築物は壁面が打ちっぴなしのコンクリートや無塗装金属板によって構成されているため、ガイドラインの基準には適合しないが、周囲と調和して見えるし、周

囲に下手に樹木を植えない方がすっきりと綺麗に見える。今後もこのような判断の難しいケースは想定される。(委員)

・建築物の周辺には木を植えるべきというのが一般的な考えだが、槇さんからは周囲から見えるようにしておけと言われている。このようなケースはその都度協議するしかないだろうと思っている。芸術的な話になると、良い悪いは判断できない。(委員)

・そのような場合は設計士を変えることも検討すべきではないか。景観賞を選ぶ際にも、芸術性が高いものがよいのか、古民家がよいのかで議論があるが、芸術には好き嫌いがあり、世界的な芸術家であるピカソや草間弥生さんの作品であっても嫌いな人はいる。がんじがらめに決めてしまうのではなく、景観全体として考えていった方がよいのではないか。(委員)

・ガイドラインにこのような難しいケースまで載せきすることはできない。設計者には安曇野市にはこのようなものがあるので参考として下さいと、一読願うことになる。(会長)

・コラムの④と⑤が抜けているが、これが数字の間違いか。(委員)

→修正します。(事務局)

・無電柱化の例として裏配線や軒下配線が示されているが、現実的には難しい面がある。電柱からすっきりポールと呼ばれる引き込み用の小型電柱で電線を一旦受け、敷地内は地中で配線するという方法もあるので、現実的な例として提案してみてもどうか。(委員)

→簡易な方法があるのであれば検討する。(事務局)

・太陽光パネルと雨水タンクの設置に安曇野市による補助制度があることを記載するとよい。(委員)

→補助金事業に関しては記載したい。(事務局)

・チェックリストの項目が多いため、内容を整理した方がよい。高さの基準においては、推奨する高さが決まっているのだから、原則の高さとして30m以下であることを確認する必要はないのではないか。緑化に関しては同じような項目が複数出ている。申請者にとってはかなりの手間になる。100個程度に抑えることはできないか。内容が重複する項目が多数あっては景観に対する配慮が不十分でも、一定の割合を容易に超えてしまう。具体的な事例で検討してみる必要がある。(委員)

→確かに重複する項目があるので、改めて内容を精査したい。(事務局)

・チェックリストに関しては、現状に当てはめて内容を整理して下さい。(会長)

・個人住宅より、アパートの方がまち並みへの影響が大きい。アパートについてもイラスト等で配慮事項を示すべきではないか。(委員)

→アパートについても例示を検討します。(事務局)

・28pの安曇野の環境に適した植物の例にハナミズキが入っていないが、安曇野にはハナミズキが住宅や街路樹に多く用いられている。植物の例に入っていないのは意図的なものか。(委員)

→ハナミズキはアメリカ産の外来種であり、近縁種であるヤマボウシが掲載されているため。樹木の例はあくまで一例であり、掲載されていない樹木を植えてはいけなわけではない。(委員)

・景観育成住民協定は今後どのように運用されるのか。(委員)

→市の景観計画で「景観づくり住民協定」として引継ぎ、今後も支援を行っていく。(事務局)

・協定と行政が両者相まってよりよい地域づくりを行っていくということか。(委員)

→そうなる。(事務局)

・現在の協定は更に発展させる形で景観推進地区とすることも可能。(会長)

- ・ガイドラインによる推奨基準を超える届出が出された場合は景観づくりアドバイザーに判断を委ねることになるのか。(委員)
→行政だけで判断が難しいケースは必要に応じてアドバイザーに意見を求め、それでも判断しきれない場合は景観審議会で審議することになる。(事務局)
- ・②p 左上で届出対象となる行為が届出不要となっている。(委員)
→修正します。(事務局)
- ・20p のベランダに関して、洗濯物のことまで細かく書く必要はないのではないか。(委員)
→ガイドラインの作成部会でもご意見を頂いた。今のところはできるだけ見えない方がよいのではと考えているが、パブリックコメントや皆さんからのご意見も頂いて検討したい。(事務局)
- ・視点場と眺望点の違いが分かりにくい。(委員)
→改めて文言を整理したい。(事務局)
- ・4p の眺望点の図の凡例が公園・観光施設となっていることに違和感がある。(会長)
- ・届出図書⑦の「d 視点場からの写真」として、4p の眺望点はその視点場であると読まれてしまうかもしれない。(会長)
→4p の眺望点はあくまで一例であり、見晴らしの良い場所であれば眺望点となりうる。(事務局)
- ・「d 視点場からの写真」の項目には、「主要な眺望軸及び眺望点から視認できる場合は写真を添付する」と書いてあるが、この眺望点となりうる場所は4p に規定されている眺望軸及び眺望点のことか。(会長)
- ・4p に規定されている眺望軸及び眺望点から視認できない場合は省略が可能となっている。ここからは「主要な」眺望軸及び眺望点からの見え方を確認するための資料であると読める。(委員)
- ・主要な眺望軸から見える場合は写真を添付して頂くということでよいか。(会長)
→主要な眺望軸に限らず、よい景観が見える場所は視点場として設定することをイメージしている。文言に関しては整理していきたい。(事務局)
- ・申請する方としては、撮影すべきポイントが決まっていなくて分かりにくい。今までの景観計画の議論においても、市内に重要なビューポイントを設定し、そこからの景観に配慮しようということが前提であった。重要な場所からの眺めに配慮してもらうことは他の自治体でも用いられている一般的な方法。今設定されている主要な眺望点がかこれだけでよいかという議論はあるが、定義をはっきりとさせておくべき。(委員)
- ・視点場の設定については、申請者にとっては決まっていた方が分かりやすいというご意見もありましたので、改めて検討して頂きたい。(会長)
→視点場の定義が無いと、分かりにくくなっている。眺望軸と視点場を設定することを前提として議論してきたので、定義をはっきりさせる。(事務局)
- ・ガイドラインの中に景観育成住民協定に関する記述がない。場を読む視点として、協定地区では当然配慮が必要。協定地区のエリアを示し、チェックリストでも確認するようにはどうか。(委員)
- ・協定が結ばれている地区では特別な基準が設定されているのか。(会長)
- ・→看板の形態や色、自動販売機の設置等の基準が設定されている。協定に関する記述もガイドラインに追記したい。(事務局)

- 13 p の壁面の意匠として、塗り分けの図に○が付いているが、塗り分けは安易な方法であり、必ずしも良いとは限らない。塗り分けの住宅が乱立してしまつては安曇野らしい景観とならない。安曇野の建築は面でなく、線で構成されている。先ほど榎さんの建築が話題になったが、特別な建築物に関しては審議会で検討して、普通の建築物はあまり簡単な方法を提示しない方がよいのではないか。(委員)
- 15 p の明度と色相のバランスの例示も、一概に良い悪いでは判断できない。全体的に黒っぽい建築物であっても、樹木に囲まれた場所では調和して見える。(委員)
- 15 p の例示は色彩の調和の理論に基づくものだが、景観としては周囲との関係性の方が影響が大きいということ。×部分を外して、このような組み合わせが好ましいと示すなどの提示方法にはどうか。(会長)
- ポイント9は○、△、×を外し、参考資料として提示してはどうか。(委員)
- 色彩は時間帯によって見え方が異なり、光の当たり方によっては地味な色であっても違和感を持つことがある。この点に関しても文言を加えてもらいたい。(委員)
- 建築は光の当たり方や周囲との関係性によって見え方が変わってしまう。ポイント9はコラムとし、文言についてはバランスに配慮しましょうなどの記述にとどめた方がよいのではないか。(委員)
- 13 p の壁面の構成の項目は図に○を付けずに長大な壁面の圧迫感を軽減するための例として出した方がよい。住宅と大規模な建築物では配慮すべき事項が異なるし、住宅の塗り分けには抵抗感がある。(委員)
- 13 p の色彩のバランスに関する項目はコラムとして書くのに賛成。色彩は背景の色によって見え方が異なるので、背景の色への配慮についても付け加えてもらいたい。(委員)
- 景観づくりガイドラインは今回の意見を踏まえて内容を修正して頂き、1月にパブリックコメントを行う。(会長)

2. 景観計画について

→意見なし。